

那須塩原市温泉使用料調定システム導入及び運用業務
公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

温泉使用料調定システムのリプレースに当たり、最適なシステムを選定するため公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

那須塩原市温泉使用料調定システム導入及び運用業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「那須塩原市温泉使用料調定システム導入及び運用業務仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり。

※本件は、予算議決前の準備行為として実施するものですが、議会において予算の減額、否決があったときは本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

(3) 提案上限額

- ・ソフトウェア使用料 2, 640千円（税抜）
- ・ハードウェアリース料 3, 192千円（税抜）
- ・保守業務委託料 329千円（税抜）

ソフトウェア使用料及びハードウェア使用料は令和5（2023）年8月1日から令和10（2028）年7月31日までに係る費用をすべて含むものである。

保守業務委託料は令和5（2023）年8月1日から令和6（2023）年3月31日までに係る費用をすべて含むものである。

上記提案上限額を含む令和4年度3月補正予算案が令和5年3月定例議会で議決されることを前提とする。

3 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる条件をすべて満たしている法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これらの手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与しているものが暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存在しないこと。
- (6) 温泉使用料調定システム又は類似するシステムの導入実績があること。
- (7) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

4 企画提案参加表明

本プロポーザルに参加する場合は「参加表明書」（様式1）に必要事項を記載し、指定の日時までには那須塩原市塩原支所産業観光建設課へ郵送又は持参すること

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出期限

令和5（2023）年3月3日（金）午後5時まで

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

那須塩原市役所塩原支所産業観光建設課観光商工係

所在地 〒329-2993 栃木県那須塩原市中塩原1番地2

電話 0287-32-2914

担当 高間

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

5 企画提案参加表明の取り下げ

やむを得ない理由により参加表明書提出後に参加表明を取り下げる場合には、「参加取下書」（様式7）に必要事項を記載し、指定の日時までには那須塩原市塩原支所産業観光建設課へ郵送又は持参すること。

(1) 提出書類

参加取下書（様式7）

(2) 提出期限

令和5（2023）年3月17日（金）午後5時まで

(3) 提出先

那須塩原市役所塩原支所産業観光建設課観光商工係

所在地 〒329-2993 栃木県那須塩原市中塩原1番地2

電話 0287-32-2914

担当 高間

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

6 質問書の提出

本プロポーザルの仕様書等に関して不明な点がある場合は、「質問書」(様式2)を作成し、電子メールに添付して、塩原支所産業観光建設課のメールアドレスへ送付し、電話にて担当者に到達確認を行うこと。なお、質問内容により提案者の選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

(1) 提出書類

質問書(様式2)

(2) 提出期限

令和5(2023)年3月3日(金)午後5時まで

(3) 提出先

那須塩原市塩原支所産業観光建設課

① s-sankanken@city.nasushiobara.lg.jp

② s-sangyoukankoukensetsu@city.nasushiobara.tochigi.jp

(4) 提出方法

電子メールに添付して送付すること。

(5) 質問に対する回答

提案者から提出された質問事項は、取りまとめた上で提案者名は記載せずに、回答の一覧を参加者全員に令和5年3月7日までに「質問回答書」として電子メールに添付し送付する。

7 企画提案

企画提案参加表明後、仕様書に基づき那須塩原市にとって最適な方策を提案すること。

(1) 提出書類

① 会社概要(様式3)

② 納税証明書

- ・提出日の6か月以内に発行されたもの(写し可)
- ・国税は法人税、消費税及び地方消費税(所轄税務署)
- ・栃木県内に事業所を持つ場合、県税は直前2年分の全て(都道府県税事務所)
- ・那須塩原市に事業所を持つ場合、市町村税は直前2年分の全て(市役所)

③ 導入実績が分かる書類（契約書の写し等）

④ 業務実施体制図（様式4）

⑤ 企画提案書（様式5）

⑥ 価格提案書（様式6）

・リース契約のものはリース業者から見積もりを徴し、添付すること。提案額はリース料率分込みとし、リース業者との契約額は提案額を上限とする。

⑦ 機能要求書兼回答書の提案者回答

⑧ 追加提案説明書（様式自由）

※正本1部、副本3部を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年(2023)年3月17日(金)

(3) 提出先

那須塩原市役所塩原支所産業観光建設課観光商工係

所在地 〒329-2993 栃木県那須塩原市中塩原1番地2

電話 0287-32-2914

担当 高間

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送にあつては簡易書留や配達記録等により到着確認が行えるように配慮すること。

なお、持参した場合でも提案書等を受領するのみとし、その場で説明・質問等は受け付けない。

(5) 企画提案書の留意事項

① 企画提案書の記述に当たっては、補足説明を要せず理解できる内容とすること。

② 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務を提案者が提示したものと
する。

③ 使用する用紙は、表紙を含め各規定様式（図面等の補足資料は除く）とするが、特に指定のない限りは Word、PowerPoint を使用し、A4 縦片面刷り、フォントサイズ 10.5 ポイント以上、横書きとすること。A3 の用紙を使用する場合は横折込とすること。

④ 提出資料はページ番号を振ること。企業案内や製品パンフレット等の添付書類は散逸しないよう冊子としてまとめるとともに、表紙の次ページに資料一覧を添付すること。

⑤ 市にとって有益と思われる追加提案については、提案内容及び費用を企画提案書に記載し提出すること。追加提案については企画提案書の一部として評価するが、その費用を含む提案費用は、予算上限額の範囲内とする。追加提案の見積様式については任意とするが、明細も添付すること。

- ⑥ 企画提案書についてはプレゼンテーションまでの期間に質問をする場合がある。参加表明書に記載のメール連絡先にて対応できる体制を整えること。

8 契約候補者の選定

選定については「那須塩原市温泉使調定システム用料導入及び運用業務に係るプロポーザル方式による候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）により一次評価及び二次評価の2段階評価を行う。なお事務局は塩原支所産業観光建設課があたる。

(1) 一次評価

一次評価は、提出された企画提案一式について評価基準に基づいた評価を行い、上位3社以内を二次評価対象者として選定する。評価項目と配点については、別紙、評価基準のとおりとする。

2社以上の提案者が同点だった場合、配点が高い評価項目においてより高得点だったものを上位とする。

ただし、参加者が3社以下だった場合、一次評価は行わない。

①提案評価 240点

別紙評価基準に基づき評価

②機能評価 240点

別紙機能要求書兼回答書の回答に基づき評価

③価格評価 240点

別紙評価基準に基づき評価

合計 720点

(2) 二次評価

二次評価は、プレゼンテーション内容、実機によるデモンストレーション内容及び運用と移行を含む費用総額について評価基準に基づいた評価を行い、最も優れた企画提案を行った提案者を契約候補者として選定する。二次評価は一次評価を持ちこさない独立した評価を行い、評価項目と配点については、別紙、評価基準のとおりとする。

2社以上の提案者が同点だった場合、配点が高い評価項目においてより高得点だったものを上位とする

①提案評価（プレゼンテーション） 240点

別紙評価基準に基づき評価

②機能評価 240点

別紙機能要求書の適合度を評価

②価格評価 240点

別紙評価基準に基づき評価

合計 720点

(3) プレゼンテーション

二次評価におけるプレゼンテーションは次のとおり実施する。

① 日時及び場所

令和5年3月27日(月)午前

那須塩原市役所 塩原庁舎 会議室

※提案者ごとの集合時間、集合場所については、別途通知する。

② 時間

1社あたり60分を予定している

準備 5分、説明 40分、市からの質問 15分

③ 参加人数

5名以内とする。なお、導入の際に本業務を担当する予定の者を1名以上参加させること。なお、プレゼンテーションの出席者を事前に届け出ること。

④ 注意事項

- ・発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ・企画提案書とは別に補足資料の配布は許可する。なお、補足資料は前日までに提出することとし、4部用意すること。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、その他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が用意すること

9 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。なお、本書で提示したスケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

(1) 募集開始	令和5(2023)年2月21日
(2) 参加表明受付期限	令和5(2023)年3月 3日午後5時まで
(3) 質問受付期限	令和5(2023)年3月 3日午後5時まで
(4) 質問回答予定日	令和5(2023)年3月 7日
(5) 提案書提出期限	令和5(2023)年3月17日午後5時まで
(6) 参加表明取下期限	令和5(2023)年3月17日午後5時まで
(7) 一次評価結果通知	令和5(2023)年3月22日
(8) プレゼンテーション予定日	令和5(2023)年3月27日
(9) 二次評価結果通知	令和5(2023)年3月30日まで

10 契約等

(1) 選定結果の通知

選定結果の通知は令和5年3月30日までに提案者全者に書面で行う。

(2) 仕様の調整

契約候補者と塩原支所産業観光建設課で契約候補者による企画提案をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行い契約すべき内容を確定する。

(3) 導入業者の決定

市は契約候補者から、ソフトウェア使用料、ハードウェアリース料及び保守業務委託について見積書を徴し、導入業者として決定する。なお、最終的に提出された見積書において双方合意に至らない場合は、二次評価において次点となった提案者と仕様の調整を行う。

(4) 契約

導入業者と仕様の調整に基づいて提出された見積書において合意した後に契約書を取り交わし契約を締結する。ここで契約とは以下の3つに分割される。

① 対象とするソフトウェアのレンタル契約

市は導入業者とレンタル契約を行う。契約期間は令和5(2023)年8月1日から60か月間とする。

② 対象とする機器のリース契約

市は導入業者の指定したリース会社とリース契約を行う。契約期間は令和5(2023)年8月1日から60か月間とする。

③ 対象とする機器及びソフトウェアの保守契約

市は導入業者と保守契約を行う。契約期間は令和5(2023)年8月1日から8か月間とするが、レンタル契約及びリース契約の終了までの間、市と導入業者で協議したうえで毎年度当初に契約を行う。年間の保守契約額については、提案された保守金額を基準とする。

(5) 支払条件

月払いとし、1か月の支払額は契約ごとの総額を履行期間の月数で除した額とする。(端数があるときは履行期間の最終月において調整)

1.1 その他留意事項

- (1) 企画提案一式の作成及び提出、プレゼンテーションの参加等、一切の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、契約候補者選定に伴う作業等に必要範囲内において、事前の承諾を得ずに、市が複製する場合がある。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ・企画提案一式に虚偽の記載がある提案。なお、虚偽の記載をした提案者に対して別途措置を行うことがある。
 - ・「参加表明書」に記載されたもの以外の者が行った提案
 - ・記載内容が著しく不明確な提案
 - ・2種類以上の書類提出がなされた提案

- ・その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した提案
 - ・那須塩原市関係者と不正な接触等を行った提案者の提案
- (4) 企画提案書の内容は本業務における実施業務の提案者が提示したものとする。
 - (5) 契約候補者選定に関する審査内容及び審査の経過等については公表しないものとする。
 - (6) 提出書類については返却しないものとする。